

岩見沢市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和7年2月27日 木曜日 午後2時50分から
午後3時20分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 2階会議室1・2・3

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)

委 員	瀧 本 勝 範	(議席 3 1 番)
委 員	黒 島 勝 美	(議席 3 2 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 3 3 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	米 澤 鎮 宏

日笠代理
議長

只今より、令和7年岩見沢市農業委員会第2回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号4番定塚委員、5番西村委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

2月3日、農業委員会OB会友和会第9回総会・懇親会、ホテルサンプラザで開催されました。私が出席しております。

2月4日、令和6年度空知農業委員会連合会第2回役員会が、深川市役所で開催されました。私と土井局長が出席しております。

2月10日、JAいわみざわ法人等受託組織連絡協議会創立20周年記念式典が、ホテルサンプラザで開催されました。

2月25日、北村地域連携調整会議が、北村環境改善センターで開催されました。北村遊水地につきましては、令和12年に完成の予定であります。

2月26日、農業者年金受給のための説明会が、まなみーるで開催されましたが、年金受給者25名、そして、農業者年金協議会役員にも出席していただきました。

そして今日の農業委員会第2回総会の開催となっております。

以上でございます。

日程4、報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、振興係長。

振興係長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付で、賃貸借68番外7件の賃借権の設定です。

次に、議案5ページ別紙2の上段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借72番の賃借権の設定です。

次に、同ページ中段の表から議案6ページ別紙3の上段の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権114番外8件の所有権移転の設定です。

次に、議案6ページ別紙3の下段の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借14番外3件の使用貸借権の設定です。

以上につきまして、告示第13号で令和7年1月31日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号、現況証明書の交付についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議 長 森田係長	農地係長。 総会議案 7 ページ、報告第 3 号、現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の 願い出件数は岩見沢地区 1 件です。 総会議案 8 ページ、整理番号 1 番です。 申請地は、昭和 48 年月日不詳だが宅地として利用しているとの内容で、調査しまし たところ、申請地は昭和 48 年 7 月 1 日、木造 2 階建居宅が建築されていることを、固定資 産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。
議 長	以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。 次に審議に入ります。 日程 6、議案第 1 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認につい てを上程いたします。 説明を求めます。
船戸係長 議 長 船戸係長	議長、振興係長。 振興係長。 それでは、総会議案 10 ページ、議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知 の成立状況の確認について説明いたします。 総会議案 11 ページ、整理番号 1 番から 2 番については、他の農業者に貸し付けること から解約するもので、2 月 5 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。 本案件については、農地法第 18 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、 賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。 日程 7、議案第 2 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につい てを上程いたします。 説明を求めます。
米澤主査 議 長 米澤主査	議長、事務局主査。 事務局主査。 それでは、総会議案 12 ページ、議案第 2 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適 格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。 議案 13 ページ、別紙 1 の整理番号 1 番から 9 番につきましては、調査書のとおり、全て の要件を満たすものと認められます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。 日程 8、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。 説明を求めます。
森田係長 議 長 森田係長	議長、農地係長。 農地係長。 それでは、総会議案 14 ページ、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につい て、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 7 件で、内訳につきましては、所有権の設定が 3 件、賃借権の設定が 2 件、使用貸借権の設定が 2 件でございます。 総会議案 15 ページ、整理番号 1 番の譲渡人は、耕作困難なため農地を近隣農業者へ無

償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は2月10日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号2番の譲渡人は、耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で [] です。

なお、申請地は2月10日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案16ページ、整理番号3番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田畑共 [] です。

なお、申請地は2月10日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号4番に記載の貸主は、高齢となり耕作困難なため、所有する農地を賃借権の設定により近隣農業者へ貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田畑共 [] です。

なお、申請地は2月10日に長森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番に記載の貸主は、高齢となり耕作困難なため、所有する農地を賃借権の設定により近隣農業者へ貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で [] です。

なお、申請地は2月10日に長森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案17ページ、整理番号6番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は2月10日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号7番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は2月10日に長井委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、[] の議事参与を制限します。

それでは、説明を求めます。

議長

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案 18 ページ、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請件数は 1 件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議 19 ページ、整理番号 1 番に記載の申請人は、ワイナリーを建設し、畑で生産するぶどうでワインを製造・販売していますが、一定期間を熟成させるための製品庫が必要なことから、近接する申請地を転用し、農産物加工施設（製品貯蔵施設）、サービスヤード・作業スペース、駐車スペース・車動線及び排雪スペースの造成を行うものです。

申請地は、農振農用地区域の農業用施設の用途が定められており、調査書のとおり、農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

本申請地は、2 月 10 日に周辺農地の利用状況等を含め、長森委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

ここで、XXXXXXXXXXの議事参与の制限を解除いたします。

日程 10、議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出について を上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第 3 地区の説明をお願いいたします。

山田常任委員長。

山田委員長

第 3 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 22 ページ、賃貸借 77 番の貸主は、体調不良で耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 23 ページから 25 ページ、賃貸借 78 番から 80 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 26 ページ、賃貸借 81 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案 27 ページから 28 ページ、所有権 123 番から 124 番の譲渡人は、体調不良で耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案 29 ページから 32 ページ、所有権 125 番から 128 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

山田常任委員長は自席にお戻りください。
次に第4地区の説明をお願いいたします。
尾田常任委員長。
第4地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案33ページ、所有権129番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡して経営規模を縮小するもので、譲受人は、労働力に余裕があるので、農地を譲り受けて規模拡大により経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
尾田常任委員長は自席にお戻りください。
次に第6地区ですが、ここで、[]の議事参与を制限します。
それでは、総会議案34ページ、賃貸借82番について説明をお願いいたします。
坂野常任委員長。
第6地区常任委員会より、ご説明いたします。
第6地区常任委員会より、賃貸借82番についてのみ、先にご説明いたします。
議案34ページ、賃貸借82番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
ここで、[]の議事参与の制限を解除いたします。
それでは、第6地区の残りの案件について説明をお願いいたします。
坂野常任委員長。
それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
議案35ページ、賃貸借83番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
次に、議案36ページ、使用貸借18番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、使用貸借により農地を貸し付けるもので、借主は、使用貸借により農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
坂野常任委員長は自席にお戻りください。
次に、第7地区の説明をお願いいたします。
長森常任委員長。
第7地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案37ページ、賃貸借84番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
次に、議案39ページから40ページ、賃貸借85番から86番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り

受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案４１ページから４２ページ、所有権１３０番から１３１番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

長森常任委員長は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、事務局より報告があります。

土井局長

私の方から、令和７年度の総会年間計画について、お知らせいたします。

先月の第１回総会時、総務委員会からの協議結果報告において、令和７年度の総会年間計画の配布と併せて、基本の開始時間が１５時から１６時に変更となったことにより、計画表の修正をお願いしていたところですが、開始時間を修正し、右肩に令和７年１月３１日現在と記した年間計画表を本総会議案に同封いたしましたので、ご確認と併せてご活用願います。

私からは以上です。

船戸係長

それでは、総会資料に同封いたしました、令和６年分の岩見沢市賃借料情報についてご説明いたします。

賃借料情報につきましては、農地の賃貸の目安となるように各地域の実勢の賃借料の情報を提供するものでございます。

単価については、令和６年１月から１２月までの１年間のデータを集計したもので、特殊な要因により著しく低額あるいは高額な事例や公社事業による、一時貸付の案件を除外し、地域別にそれぞれ田・畑の部、平均、最高、最低の額とデータ数を前年の情報と同様にまとめております。

集計結果について、田の部では、基盤整備地域及び未整備地域を含めて全体的に単価の増減がみられますが、岩見沢市全体の平均では、昨年が１０，２００円のところ、今回の集計では１０，７００円で、４．９％の増となりました。

畑の部につきましては、旧栗沢の中山間地を除いては、ほぼ単価は横ばいで、岩見沢市全体の平均では、昨年が３，４００円のところ、今回の集計では、５，０００円で、４７．１％の増となりました。これにつきましては、旧栗沢の中山間地の平均額が４倍となったことから昨年と比較すると大幅に増となったところです。

賃貸借における賃借料の主な理由といたしましては、賃貸借期間満了により、前回５年前、１０年前と同じ単価で再設定するケースや、隣接して条件が同じであるため、田と同じ単価で畑の単価を設定、または、その逆のケースなど、様々な要因によって平均額に影響しているもの、また、一部の地域や地区の実情に応じて価格の増減に反映されているものもあるかと思われます。

なお、賃借料情報の周知方法につきましては、昨年同様に４月を目途に、いわみざわ、みねのぶ、両農協のご協力を得て「組合だより」に折り込んで農業者の皆様にご周知するとともに、岩見沢市のホームページに４月以降、掲載を予定しております。

以上、公表前につき取り扱いにご注意のうえ、農地賃貸借の参考資料としてご活用いただきますようお願いいたします。

議長

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月３月の総会ですが、３月２７日（木）午後３時００分から、市役所２階会議室１・２・３で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。